

令和6年度 狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書等作成及び封入封緘業務委託仕様書

1 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月21日（金）

2 業務委託内容

受注者は、リーフレット及び封筒の校正を行ったうえで、申請書兼報告書、リーフレット及び封筒の印刷を行うとともに、印刷した申請書兼報告書及びリーフレットの裁断及び4つ折り、封筒への封入封緘をし、発注者が指定した封書の引き抜きを行った上で発注者が指定する場所に搬入する。封筒は「窓あき封筒」を用い、印刷から封入封緘までが一連した処理体制になっていること。

(1) 作成業務の内容

- ア 申請書兼報告書及びリーフレット、封筒等の作成業務については、「別紙① 委託予定数量・各種レイアウト案」の記載に従うこと。
- イ 受注者はテスト封書を本市に納品し、発注者が問題ないことを確認したうえで本印刷及び封入封緘を行うこと。ただし、テスト納品物は発注数量に含まない。
- ウ 申請書兼報告書、封筒及びリーフレットの単品部材を完成品の納品日の14日前までに本市に納品する。
- エ 詳細スケジュールは本市と別途協議とする。

(2) 印字業務の内容

- ア 申請書兼報告書印字用データは、電子媒体により本市から受注者へ直接手渡しにより提供する。
- イ 電子媒体は本市が用意する。
- ウ 電子媒体の受渡しは、本市において行い、「別紙② 引渡書兼受領書」を取り交わすものとする。
- エ 貸与した電子媒体の返却については、本市において行い、「別紙② 引渡書兼受領書」を取り交わすものとする。なお、電子媒体は作業終了後すみやかに返却すること。
- オ 申請書兼報告書印刷用データ、印刷に係る仕様及び委託業務開始前の留意事項
 - (ア) 印字データ（印刷対象者データ）は、フォント埋め込み式のPDFファイル形式を使用するものとし、本ファイルを受注者へ引き渡す。（別途、データ一覧作成等に必要な項目のCSVデータの支給も可能）
 - (イ) 印字出力に当たり、プリンタの機種は指定しない。
 - (ウ) 委託業務の開始前に、一連の作業テストを行うこと。なお、その日程については別途協議する。
 - (エ) 出力内容の確認のため、本市が提供する本番用データで印字テスト出力を行い、本市の承認を得た後に出力すること。併せて、印字品質についても確認し、本市の承認が得られること。印刷したバーコードについても、本市のバーコードリーダーで読み取れるかテストを行う。なお、詳細については別途協議する。
- カ 印刷時の留意事項
 - (ア) 用紙の汚れ、印刷ずれ、トナーの定着不良等所定の印字品質を満たしていない物（以下「印刷ミス分」という。）については、再印刷を行うこと。
 - (イ) 印刷ミス分は、封入封緘を行わず、本市へ引き渡すこと。
 - (ウ) 印刷後に印刷ミス分が無い確認のできる体制を構築すること。

(3) 封入封緘及び納品作業の内容

- ア 封入作業内容の事前確認
 - 「別紙① 委託予定数量・各種レイアウト案」に示す作業ごとに、契約期間における初回の作業の前に封入内容の指示書及び封入物サンプルを本市に提示し、承認を得た後に封入作業を開始すること。
- イ 封入封緘

封入封緘業務については、「別紙① 委託予定数量・各種レイアウト案」の記載に従うこと。

ウ 引き抜き

- (7) 本市が提供する「引抜対象者リスト」をもとに、該当する出力連番の引き抜きを行うこと。
- (4) 引抜対象者リストの引渡し日程は本市と協議の上決定とする。
- (5) 引抜対象者リストの形式、リストの受け渡し方法については別途協議する。
- (6) 引き抜いた封書は納品日に本市に納品すること。

エ 搬送・納品

- (7) 故意又は過失により、印字後の封書に破損等の事故があった場合は、速やかに破損した封筒の出力連番等を本市へ連絡すること。その場合、再印刷したもので封入封緘をやり直し、差し替えること。破損した封筒は、納品日に本市に引き渡すこと。
- (4) 納品物等の搬送に当たっては、セキュリティの確保された輸送手段を用いること。
- (5) 封入封緘した納品物の通数について、「別紙③ 納品件数表」を用いて、通数が確定次第速やかに本市へ報告すること。
- (6) 封入封緘した納品物は、パレットケースまたは段ボール等により下記の「納品場所一覧」に示す②～⑨ごとに分け、「別紙⑤ 納品内訳票」を貼付の上、「納品場所一覧」に示す日本郵便株式会社の所管郵便局に直接差し出すこと。なお、郵便局納品時には、郵便局の求めに応じた内訳票等を作成した上で納品物を差し出すこと。
- (7) 下記の「納品場所一覧」の①「引き抜き分」の納品時に郵便局宛ての「料金後納郵便物差出票」を本市から受け渡すものとする。
- (8) 納品日は令和7年3月3日（月）～3月21日（金）のいずれかとし、日程は本市と協議の上決定とする。また、差出し方法については郵便局と調整、協議の上、差し出すこと。

納品場所一覧

※納品先場所である日本郵便株式会社の所管郵便局及び本市の住所については、次のとおり。

納品物		納品場所	
①	引き抜き分 申請書兼報告書（単品部材）・リーフレット（単品部材）・封筒（単品部材）	本市（健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当）	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎13階
②	〒210-00（川崎区）	川崎東郵便局	川崎市川崎区東扇島88番地
③	〒210-08（川崎区）		
④	〒212（幸区）		
⑤	〒211（中原区）		
⑥	〒213（高津区）		
⑦	〒216（宮前区）		
⑧	〒214（多摩区）		
⑨	〒215（麻生区）		

(4) 届出と報告

- ア 作業の終了に当たっては、処理内容及び件数について記載した「別紙④ 作業報告書」を作成し、納品日までに本市へ送付すること。
- イ 本業務を遂行する要員の名簿を提出すること。なお、退職・採用等による要員の変更があった場合は、速やかに報告すること。

3 本業務の運営に必要な費用

本委託契約に係る委託費用は、別紙単価一覧表の単価に処理件数を乗じた金額とする。プログラム代金等必要な経費は全て「別紙① 委託予定数量・各種レイアウト案」の委託内容1～5の業務の単価に含めて単価設定すること。

4 支払方法

業務完了後7日以内に受注者が業務完了届を本市に提出し、本市において業務完了届の検査確認を行い、適当と認めたとき、請求日から30日以内に受注者に支払うものとする。支払額は処理件数に単価を乗じた金額とする。

5 作業全般における要件

- (1) 本市の条例、規則などを順守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち業務を遂行すること。また、必要な事項については積極的に提案すること。
- (2) 作業に着手する時点で体制図を提出し、随時最新版に更新を行うこと。
- (3) 作業に着手する時点で詳細なスケジュールを提出し、随時、最新版に更新を行うこと。さらに、本作業の進捗状況について定期的に本市に報告するとともに、その進め方、手法について本市と打ち合わせを行うこと。
- (4) 受注者が作業するための環境（作業場所、機器等）は原則として提供しないが、本市との会議を行うための会議室は、本市と協議の上決定すること。
- (5) その他、業務の実施に必要な事項、この仕様書に特に定めのない事項については、本市と受注者で協議の上定めること。
- (6) 受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から引き渡された原票、資料、貸与品等を、本市の許諾なくして複製または複製しないこと。
- (7) 受注者は、目的物の納入前に事故が発生した時は、その理由にかかわらず、ただちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。
- (8) 契約期間終了後、本仕様による成果及び納品物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受注者は一切の異議を申し立てないこと。
- (9) 本仕様による成果及び納品物の一切の権利は本市に属するが、一部に受注者に属する著作権、特許権、肖像権等が残存する場合においては、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による本市の承諾を要するものとする。
- (10) 本仕様書による全ての作業において、本市が提供した業務上の情報を指示目的外の使用及び第三者に開示または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。ただし、本市の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (11) 受注者は、本仕様による成果及び納品物において、本市以外の者に属する著作権、特許権、肖像権等の権利を侵害しないことを確約すること。
- (12) 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託しないこと。ただし、業務の一部（主要な部分を除く。）であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た

場合はこの限りでない。

- (13) 本市が提供するデータ類の処理にエラーが生じた際は、速やかに新たなデータを受領し対応すること。

別紙①

※
・当課で使用している犬台帳システムから、狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書のPDFデータが1つの申請書兼報告書につき1ページ出力されますので、出力したPDFデータ59,000ページをお渡しする形となります。
・送付先区ごとにデータの出力を行いますので、PDFデータは送付先7区分、7データをお渡しいたします。(データ数が多い区は2つに分かれる可能性があります。)
・データは送付先住所ごと7区に分かれており、原簿番号の昇順でデータ出力されております。
・犬の死亡や転出等により、欠番もあることから、原簿番号は連番にはなっておりません。
・狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書の内容に影響のない範囲で、管理番号等を附番していただくことは問題ありません。

1 狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書（案）

令和7年度

狂犬病予防注射済票交付申請書（区役所衛生課手続用）

①

211-0013

様

原簿番号

210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局生活衛生担当

犬の所在地

注 射 日

犬の 名 前

生 年 月 日

毛 色

登 録 日

種 類

性 別

体 格

登 録 番 号

マイクロチップの識別番号

※区役所衛生課で注射済票の交付をお受けになるには、この済票交付申請書①と、動物病院で交付された狂犬病予防注射済証を御持参ください。

令和7年度

狂犬病予防注射済票交付報告書（区役所衛生課提出用）

②

保健所長

所有者住所

所有者氏名

犬の所在地

犬の 名 前

生 年 月 日

毛 色

登 録 日

原 簿 番 号

注 射 日

種 類

性 別

体 格

登 録 番 号

マイクロチップの識別番号

済 票 番 号

第 号

（獣医師会記入欄）

獣医師

獣医師会印

令和7年度

狂犬病予防注射済票交付報告書（獣医師会控え）

③

所有者住所

所有者氏名

犬の所在地

犬の 名 前

生 年 月 日

毛 色

登 録 日

原 簿 番 号

注 射 日

種 類

性 別

体 格

登 録 番 号

マイクロチップの識別番号

済 票 番 号

第 号

（済票交付獣医師）

所在地

施設名

獣医師名

令和7年度

狂犬病予防注射済票交付報告書（済票交付獣医師控え）

④

所有者住所

所有者氏名

犬の所在地

犬の 名 前

生 年 月 日

毛 色

登 録 日

原 簿 番 号

注 射 日

種 類

性 別

体 格

登 録 番 号

マイクロチップの識別番号

済 票 番 号

第 号

予防注射当日の犬の状況についてお尋ねします。該当する項目を○で囲んでください。

（1）2週間以内に人にかみついた。

（2）過去のワクチン接種で異常があった。

（3）1ヶ月以内に他のワクチンを接種した。

（4）重度の病気にかかっている。

（5）注射の際、飼い主の制御がきかず、強度の興奮状態になる。

（6）最近、体調に異常がある。

（7）病気療養中で薬を使用している。

（8）1年以内にてんかん様発作をおこした。

（9）妊娠中又は産後、間がない。

（10）著しく高齢である。

（11）飼育し始めて間がない。

狂犬病予防注射について

この通知について

令和6年2月末現在において、川崎市で登録のある犬の飼い主の方に発送しています。こちらの内容を確認した上で、令和6年度の狂犬病予防注射を動物病院で必ず受けてください。

登録情報の変更や通知の廃止手続きをされた場合や、令和6年3月2日以降に既に注射済みの場合であっても、その後の処理に一定の時間がかかるため、変更内容が反映されていないか、通知が届いてしまっている可能性があります。御了承いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

令和6年2月末現在

川崎区役所衛生課 (044) 201-3222	宮前区役所衛生課 (044) 856-3270
幸区役所衛生課 (044) 556-6681	多摩区役所衛生課 (044) 935-3306
中原区役所衛生課 (044) 744-3271	麻生区役所衛生課 (044) 965-5164
高津区役所衛生課 (044) 861-3322	

月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）8:30～12:00、13:00～17:00 にお問い合わせください

裏面の動物病院で予防注射を受ける場合

令和6年4月1日から6月30日までは、下記の料金で注射を受けることができます。また、注射済票の交付をその場で受けられます。

（区役所衛生課での手続きは必要ありません）

＜動物病院へ持って行くもの＞

- ☐ 同封の「令和6年度狂犬病予防注射済票交付申請書」
- ☐ 狂犬病予防注射料金：1頭につき 3,100 円
- ☐ 注射済票交付手数料：1頭につき 550 円 合計 3,650 円 ※

※注射以外の診察を希望される場合は、別途診察料等が必要になりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

【狂犬病予防法の特例制度について】

川崎市は特例制度に参加しています。マイクロチップを装着し、環境大臣指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）に登録した犬については、環境大臣指定登録機関から本市に所有者情報等が通知されるため、飼い主から本市への犬の登録手続きが不要になります。また、マイクロチップが鑑札とみなされ、鑑札の装着が不要となります。

※マイクロチップを装着していない、又は環境大臣指定登録機関に情報登録していない犬については、従来どおり、各区役所衛生課での登録手続きが必要となります。（登録手数料1頭につき、3,000 円）

裏面の動物病院以外で予防注射を受けた場合

以下の①又は②の方法で注射済票の交付手続きをしてください。

① 区役所衛生課の窓口で手続きをする場合

受付時間 平日の8:30～12:00、13:00～17:00

＜必要なもの＞

- ☐ 同封の「令和6年度狂犬病予防注射済票交付申請書」
- ☐ 注射済票交付手数料：1頭につき 550 円（現金）
- ☐ 注射の際に動物病院で発行された「令和6年度狂犬病予防注射済証」

② オンライン申請する場合

オンライン申請かわさき[e-KAWASAKI] 注1 から申請します。

（済票交付手数料1頭につき550円のほか、郵送料84円 注2 がかかります。また、飼い犬一頭毎に申請が必要です。）

注1) e-KAWASAKI「令和6年度狂犬病予防注射済票の交付申請」（右の二次元コードからログインできます。）

この通知の宛先となっている方の名前で利用者登録が必要です。

注2) 郵便料金改定に伴い、変更されることがあります。



譲渡・死亡等で現在飼養していない又は住所変更がある場合

① マイクロチップを装着していない又は装着しているが環境大臣指定登録機関に情報登録していない方

➤ 譲渡・死亡等で現在飼養していない又は市内での住所変更がある場合

犬を登録していた区の区役所衛生課に御連絡ください。

市内での住所変更の届出や死亡届は、電子申請も可能です。

（<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000152624.html>）

右の二次元コードからログインできます。）



川崎市 HP
「狂犬病予防法」
各種オンライン手続き

② マイクロチップを装着し、環境大臣指定登録機関に情報登録している方

➤ 住所変更している場合 ※

新たな住所情報に事項変更する必要があります。「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で変更登録の手続きをしていただく必要があります。

（<https://reg.mc.env.go.jp> 右の二次元コードからログインできます。）

➤ 譲渡などで現在飼養していない場合 ※

新たな飼い主の方に「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で変更登録の手続きをしていただく必要がありますので、お伝えいただきますようお願いいたします。

また、新たな飼い主の方に登録証明書をお渡しいただくようお願いいたします。

➤ 死亡している場合

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で死亡（登録抹消）の手続きをお願いします。

（<https://reg.mc.env.go.jp> 右の二次元コードからログインできます。）



犬と猫の
マイクロチップ
情報登録

※ 市外に転居している場合、犬の新しい住所地の狂犬病予防担当課（保健所など）にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

令和6年度 狂犬病予防注射済票交付動物病院

区	No.	施設名	所在地	電話番号	注射実施日時等
川崎区	1	竹原獣医科医院	宮前町 8-14	233-3315	当院の診療時間内であれば随時
	2	藤崎犬猫病院	藤崎 3-15-6	277-2258	月～金 9～12時・17～19時/土 9～12時
	3	小林動物病院	中島 3-7-7 タイニーウッズ 1F	244-6822	事前にお電話をお願いいたします
	4	たかとし猫と犬の病院	昭和 2-18-10	201-7126	予約診療の為、事前にお電話ください
	5	たかはし犬猫病院	大島 3-21-1 MANAKA BLD V 1 階	201-1363	予約診療のため、ホームページよりご予約ください
	6	わたたり動物病院	渡田 1-2-15	333-3949	予約診療のため来院前にお電話を 木・祝日休診
	7	しょうたろう動物病院	渡田東町 19-5	366-1281	診療時間内であれば土日也可、木曜休診日
	8	石田動物病院	綱管通 2-19-16	344-0678	当院の診療時間内であれば随時
幸区	9	エアリーズ動物病院	小向西町 4-125	276-8968	当院の診療時間内であれば随時
	10	みしま動物病院	遠藤町 2 さいわい第 1 ビル	520-3232	当院の診療時間内であれば随時
	11	さいわい動物病院	中幸町 1-21-1	556-0550	当院の診療時間内であれば随時
	12	矢口獣医科病院	神明町 2-56-2	522-0636	当院の診療時間内であれば随時
	13	ウチダ動物病院	下平間 206	511-0909	当院の診療時間内であれば随時
	14	ビンゴ動物病院	小倉 5-5-27	201-1086	9～12時・16～20時/日祝日 9～12時まで/木曜休診
	15	河原田犬猫医院	北加瀬 2-18-4	588-1821	月～土の 9～12時と 14～19時に注射します
	16	ブナの森動物病院	南加瀬 3-9-28	280-7875	当院の診療時間内であれば随時
中原区	17	池田動物病院	上丸子山王町 2-1328	433-2274	予約診療のため、HP またはお電話にてご予約をお願いします。
	18	平間獣医科クオンクリニック	上平間 1262	223-6363	当院の診療時間内であれば随時
	19	マリアペットクリニック	北谷町 101-1	555-3611	木曜を除く 9～11:30・16～18時
	20	シリウス犬猫病院	木月 2-10-6	789-9030	8～12時・16～19時/日祝日 9～13時まで/水曜休診
	21	たはら動物病院	木月 4-4-21 1 階	789-9721	予約いただければ随時可能も午前中推奨
	22	きづきペット診療室	木月 3-59-1	750-9213	予約診療です。お電話ください。水曜日休診
	23	みつはし動物病院	井田杉山町 2-1 LIFE PORT 杉山 1F	863-8056	当院の診療時間内であれば随時
	24	高野動物病院	下小田中 5-4-1	752-8199	当院の診療時間内であれば随時
	25	馬場動物病院	下新城 2-6-36	777-1271	9時～12時30分・16時30分～19時
	26	めい動物病院	上新城 2-2-5 ソレアード上新城 1 階	798-1111	診療時間内は随時（但し午前診療の接種を推奨）
	27	等々力の森動物病院	宮内 4-22-11	788-2213	当院の診療時間内であれば随時
	28	れんがのいえ動物病院	宮内 2-30-11	740-3977	当院の診療時間内であれば随時可能です。
	29	ヴィータ動物病院	宮内 2-11-7-101	281-7110	診療時間内はいつでも。ご予約も可能です。
高津区	30	くらた動物病院	二子 5-3-6	814-5521	予約診療のため当院ホームページよりご予約下さい
	31	新城犬猫診療所	千年新町 18-1	777-5430	平日 9～20時（日曜日午前中）
	32	つだやま動物病院	久地 4-24-37-102	814-1249	予約診療のため、事前にお電話ください。木曜休診日。
	33	りかペットクリニック	久地 4-11-47	813-6522	予約診療のため、事前にお電話をお願いします。
	34	もみの木動物病院	下作延 3-3-1	870-5055	月火水金土 9～12時・16～19時/日 9～12時 予約優先
	35	田山獣医科病院	下作延 1-7-1	822-2872	当院の診療時間内であれば随時

区	No.	施設名	所在地	電話番号	注射実施日時等
宮前区	36	有馬動物病院	東有馬 2-35-53	877-4580	月～金 9～12時・16～19時/土 9～12時 日祝日休診
	37	岩間動物病院	有馬 7-5-3	853-1488	お電話 ください。24 時間 受付中。
	38	森安動物病院	鷺沼 1-6-12	857-1122	予約診療のため事前にお電話をください
	39	にし動物病院	犬蔵 2-2-15	978-1238	予約診療の為、来院前にお電話を。木曜・祝日休診
	40	上原どうぶつ病院	菅生 3-1-14	978-5260	月～土 10～12・16～19/日祝 9～12 木休診
	41	鈴木ペットクリニック	神木本町 2-4-1	877-6745	予約診療のため事前にお電話ください。
	42	ルート動物病院	宮崎 6-8-7	863-5610	当院の診療時間内であれば随時 木曜日休診日
	43	村山動物病院	水沢 2-3-11	977-8829	予約診療です。お電話ください。
多摩区	44	宮崎台どうぶつ病院	宮崎 2-6-11	855-4345	お電話が当院 HP より事前にご予約ください。
	45	稲田堤動物病院	菅 2-3-1	944-2047	当院の診療時間内であれば随時
	46	ぬまた動物病院	菅馬場 2-29-9	944-2555	当院の診療時間内であれば随時
	47	中野島動物病院	中野島 4-10-2	911-3521	予約診療のため事前にお電話ください。
	48	オダガワ動物病院	登戸 2383-7 フォンテーヌあすま 2-1F	900-8588	9～12時・16～19時 日祝 18 時まで/木曜休診
	49	吉村動物病院	長尾 1-18-2	932-5030	当院の診療時間内であれば随時
	50	荒川動物病院	東生田 2-15-15	922-4160	火～土 9～13時・18～20時/日 10～12時
	51	せいた動物病院	梶形 3-2-16	271-8111	9時～12時、16時～19時 火曜午後・水曜休診
麻生区	52	桑原動物病院	長沢 4-41-20	953-5102	9～11:30・16～18:30/水曜休診・日曜午後休診
	53	はやしばら動物病院	長沢 2-2-1	789-8009	当院の診療時間内であれば随時
	54	獣医科村上医院	長沢 1-16-18	977-9220	9～13時・16～20時/火曜・木曜午後休診/予約優先
	55	ハルどうぶつ病院	高石 3-13-8	966-5157	9～12時・16～19時/水曜休診・日祝午前のみ
	56	ベガサスペットクリニック	万福寺 1-15-3 オトンブリエ 1F	953-7077	木曜除く 7～12時/16～19時
	57	そえだ動物病院	千代ヶ丘 7-19-6	953-2008	金曜・祝日を除く 9～12時・14～17時
	58	王禅寺ペットクリニック	王禅寺西 3-27-1	969-1013	診療時間内は随時・その他予約枠有
	59	王禅寺ペットクリニック 新百合ヶ丘病院	上麻生 1-14-2	952-2200	診療時間内は随時・その他予約枠有
麻生区	60	麻生獣医科医院	上麻生 2-38-9	965-1150	予約診療のため、あらかじめお電話ください
	61	斉藤動物病院	下麻生 3-25-36	986-2885	予約診療のため、あらかじめお電話ください
	62	バーシモン動物病院	五力田 2-4-1	988-7715	月火水金土 9～12時・16～19時/日 9～12時
	63	ホームズ動物往診所	麻生区	070-1396-0412	往診のみ

- ※ 注射料金とは別に、済票交付手数料として550円がかかります。
4月1日から6月30日以外の注射料金は動物病院にお問い合わせください。
- ※ 動物病院ごとに、実施日、時間などが異なります。
予約が必要な場合もありますので、事前に電話等で御確認ください。

令和6年2月末現在

●身体障害者補助犬のユーザーの方へ

区役所窓口だけでなく、上記の動物病院で注射済票の交付を受ける際にも手数料免除制度を利用できます。
制度の利用には事前相談が必要です。犬の登録のある区の区役所衛生課にお問い合わせください。

III KAWASAKI CITY

料金後納郵便



KAWASAKI CITY

郵便区内特別

重要

狂犬病予防注射関係書類在中

忘れないで！
毎年1回の狂犬病予防注射



マイクロチップを装着している犬で、引渡しなど情報に変更があった場合、指定登録機関での変更登録をしましょう。



川崎区 (044) 201-3222 宮前区 (044) 856-3270
幸区 (044) 556-6681 多摩区 (044) 935-3306
中原区 (044) 744-3271 麻生区 (044) 965-5164
高津区 (044) 861-3322

川崎市では、災害時には原則ペットも避難所に連れていくことができます。
(避難所にペットを連れていく際、ケージを持参する、人と同じ避難スペースに入ることとはできないなど、
ルールがあります。) ペット防災についての詳細は二次元コードを御確認ください。



平常時対策のポイント

- 1 日常のしつけと健康管理（基本的なしつけ、所有者の明示、ワクチン接種等）
- 2 災害種別による避難行動の確認（避難先・安全な避難経路の確認）
- 3 ペットの防災用品の備蓄（フード、水、トイレ用品、常備薬、ケージ等）
- 4 預け先の確保（ペットを預かってくれる知人や親せき等の確保）



ペットのためにも、まずは飼い主が生き残ることが大切です。
災害時に備え、家員の転倒防止等生存空間の確保を図るとともに、次のことに留意しましょう。

備えてますか？ペットの災害対策

引 渡 書

様

引 渡 日

令和6年度 狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書等作成及び封入封緘業務委託に使用するため、データ等を次のとおり引渡しました。

ファイル名	媒体	備考

引渡者

川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当
担当

担当

印

課長

印

(川崎市)

担当

印

(受託者)

受 領 書

別紙②

川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当

様

受 領 日

令和6年度 狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書等作成及び封入封緘業務委託に使用するため、データ等を次のとおり受領しました。

ファイル名	媒体	備考

受領者

担当

印

課長

印

(川崎市)

担当

印

(受託者)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

別紙③

令和6年度 狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書等作成及び封入封緘業務委託 納品件数表（納品明細）

納品場所	担当局	担当区	郵便番号	開始連番	終了連番	件数			箱数	
						出力	引抜	局出し		
川崎東郵便局	川崎港	川崎区	〒 2 1 0 - 0 0							
			〒 2 1 0 - 0 8							
		幸区	〒 2 1 2							
	中原	中原区	〒 2 1 1							
	高津	高津区	〒 2 1 3							
	宮前	宮前区	〒 2 1 6							
	登戸	多摩区	〒 2 1 4							
	麻生	麻生区	〒 2 1 5							
合計										

別紙④

作 業 報 告 書

(宛先) 川崎市長

所在地

名称

代表者氏名

次のとおり報告します。

作業期間	品名・業務名等	データ番号等	作業内容	件数
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
年 月 日～ 年 月 日				
			小計	
			消費税	
			総額(請求金額)	



納品内訳票

担当局		〒	
区分	区内特別	重量	
通数	通		
差出元	川崎市健康福祉局 保健医療政策部生活衛生担当		



納品内訳票

担当局		〒	
区分	区内特別	重量	
通数	通		
差出元	川崎市健康福祉局 保健医療政策部生活衛生担当		